

令和2年5月11日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

持続化給付金

感染症拡大により影響受ける事業者の下支え

今般の新型コロナウイルスの流行に関し、売上が減少した中小法人・個人事業主を対象とする支援策として「持続化給付金」の条件等が公開されました。

【給付対象者】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で売上が本年1月以降前年同月比50%以上減少し、かつ今後も事業を継続する意思がある事業者の方です。

※法人の場合、資本金の額又は出資の総額が10億円未満又は従業員2,000人以下

【給付額】

最大で法人200万円、個人事業主は100万円で原則的に昨年売上からの減少分が上限となります。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%月の売上×12月)

【入金までの期間】

通常の場合、申し込みから2週間程度が予定されています。

※申込内容に不備がない場合

【申請方法】

申請に混雑が予想されるため、基本的にWEBでの申請となり持続化給付金申請のためのホームページが開設されています。またWEBでの申請を苦手とする方向けに予約制の申請支援を行う場所が設定されています。

【申請に必要な書類】

- ・2019年(法人は前事業年度)の確定申告書類
- ・売上減少となった月の売上台帳の写し
- ・通帳の写し
- ・(個人事業主の方)身分証明書の写し

※運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等